

II 保険金や給付金のご請求手続きについて

■ ご請求手続きの流れ

ご請求手続きの流れは以下のとおりです。

ご請求内容によっては、郵送でお手続きいただくことも可能です。

ご請求手続きの流れ

STEP1 ご準備



STEP2 当社へのご連絡



STEP3 書類のお届け



「お手続きのご案内」および「ご請求に必要な書類」をお届けします。

お客さまへお願い

- ご連絡いただいた際に、下記事項についてお伺いしますので、事前にご確認ください。

〈主なご確認事項〉

入院などをされた場合	亡くなられた場合
<ul style="list-style-type: none">◆保険証券番号 (契約が複数ある場合は全件)◆被保険者のお名前◆入院などをされた原因 (病気・事故)◆入院をされた期間 (入院日・退院日)◆手術・放射線治療などの有無	<ul style="list-style-type: none">◆保険証券番号 (契約が複数ある場合は全件)◆被保険者のお名前◆亡くなられた原因 (病気・事故)◆亡くなられた日◆受取人のお名前とご連絡先◆亡くなられる前の入院や手術の有無

- 受取人から当社へご連絡ください。お申出状況により、支社より対応させていただく場合があります。



大同生命コールセンター

0120-789-503 (通話料無料)

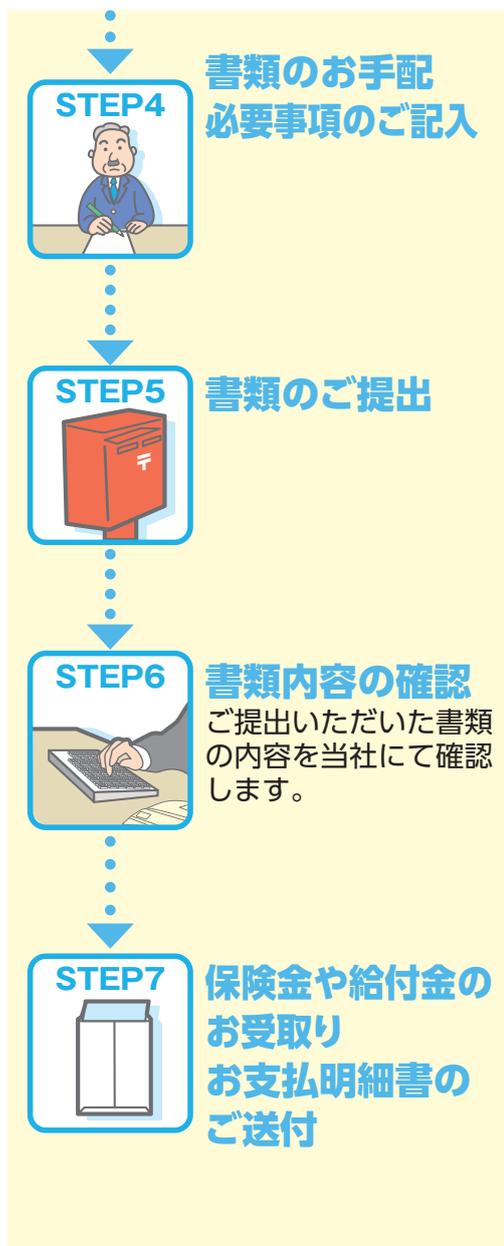


インターネットサービス

大同生命

検索

◎被保険者が受取ることとなる保険金や給付金などについて、被保険者が自らご請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定された代理請求人が被保険者に代わってご請求いただけます。詳細は9ページをご参照ください。



- 診断書などを医療機関にお手配いただき、お届けした書類の必要事項をご記入のうえ押印ください。

◎ご請求内容などによって、必要な書類が異なります。
個別の必要書類につきましては、ご請求時にお渡しするご案内などでご確認ください。

- すべての書類が揃いましたら、当社へご提出ください。

- 「お支払明細書」を送付しますので、内容をご確認ください。

◎約款所定の支払事由に該当しないことにより保険金や給付金をお受取りいただけない場合、当社にて診断書取得費用相当額を負担します。詳細は10ページをご参照ください。

■ 指定代理請求制度

被保険者が受取ることとなる保険金や給付金などについて、被保険者が自らご請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定された代理請求人が被保険者に代わってご請求いただける制度です（受取人が法人の場合はご利用いただけません）。

ご請求いただける 保険金や給付金など

指定代理請求人がご請求いただける保険金や給付金などは次のとおりです。

- ◆ 被保険者が受取人となっている保険金・給付金・年金など
- ◆ 被保険者が契約者と同一である場合の保険料の払込の免除

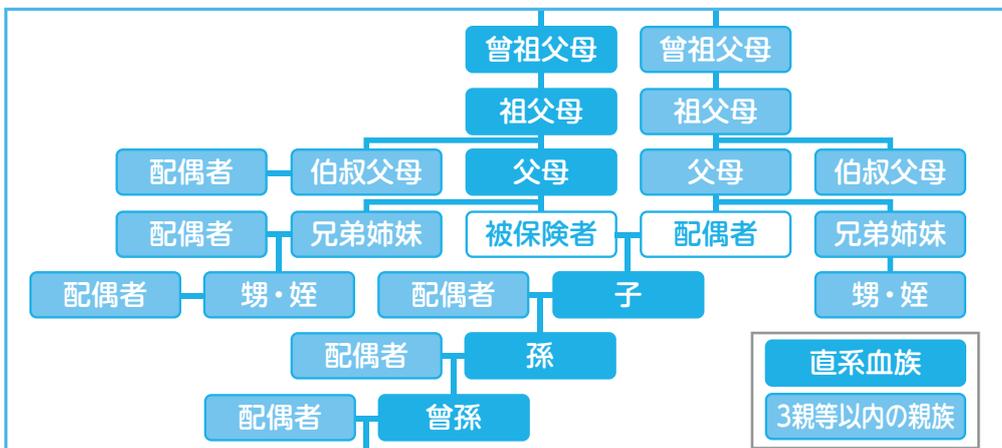
ご請求いただけない事情とは

- ◆ 被保険者が保険金や給付金のご請求を行う意思表示が困難な場合
- ◆ 被保険者が悪性新生物（がん）の告知を受けていない場合
- ◆ 被保険者が余命6ヵ月以内であることの告知を受けていない場合（リビング・ニーズ特約の特約保険金のご請求に限ります。）
- ◆ その他これらに準じる状態であること

指定代理請求人の範囲

指定代理請求人はご請求時に次のいずれかの範囲の方であることが必要です。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等以内の親族
- ④ 被保険者と同居または生計を一にしている人
- ⑤ 被保険者の財産管理を行っている人
- ⑥ 被保険者の療養看護に努める人
- ⑦ 死亡保険金等の受取人
- ⑧ ④～⑦と同等の特別な事情があると当社が認めた人



◎ 指定代理請求人がご請求時に上記のいずれにも該当されない場合は、ご請求いただけません。

■ご請求時の事実確認

入院・手術や死亡の原因、治療の経過や内容、事故の状況などについて、事実の確認をさせていただく場合があります(医療機関への確認を含みます)。その際、当社および委託会社の担当者が確認にお伺いすることがありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

■事実確認の際のご連絡

- ◆事実確認を行う場合は、確認させていただく事項と支払期限について文書にてご連絡させていただきます。
- ◆確認に20日超の日数を要する場合は、確認の進捗状況を文書にてご連絡させていただきます。

■診断書取得費用相当額を当社で負担する場合

■当社が負担させていただく場合

- ◆当社所定の診断書原本をご提出いただいたにもかかわらず、1回のご請求で保険金や給付金をまったくお受取りいただけなかった場合*、当社にて診断書取得費用相当額を負担させていただきます。

※複数の診断書のうち、お支払対象となる診断書がある場合には、当社負担はいたしません。

例えば



◎当社が診断書取得費用を負担させていただいた場合は、診断書原本を返却いたしません。

■当社が負担する診断書取得費用相当額

- ◆当社所定の診断書1枚につき、一律6,000円。

■ 保険金のお受取り方法

一時金受取

保険金の全額を一時に受取る方法です。年金受取やすえ置受取のお申し出がない場合には、この方法でのお受取りとなります。

年金受取

年金支払特約を付加されているご契約は、死亡保険金や高度障がい保険金などのご請求にあたり、年金による受取方法を選択していただけます。

契約者が個人のご契約は、お支払事由の発生後に年金支払特約を付加することも可能です（お支払事由の発生後に付加する場合は、年金お支払開始まで1年間の据置期間があります）。

すえ置受取

「すえ置制度」により、当社の定めた率を付利してすえ置き、後日受取ることができます。

◎年金受取・すえ置受取については、当社所定の基準にもとづいてお取扱いします。